

令和8年5月定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和8年5月25日（月） 開会15時 閉会16時30分

2 場 所 福井市役所8階 第3委員会室

3 出席者 教 育 長 吉川 雄二
教育長職務代理者 宮郷 美千代
教育委員 栗原 知子
教育委員 石原 靖紀
教育委員 清川 卓二

<事務局職員>

教育部長	馬來田 善準
少年対策参事官	鈴木 一矢
教育次長	間所 泰次
教育政策課長	横山 勇治
学校施設課長	細川 隆之
学校教育課長	柳原 有紀
学校給食課長	中嶋 靖利
生涯学習課長	竹内 稔彦
文化財保護課長	前川 昌司
図書館長	奈良 聡之
みどり図書館長	高比良 博則
桜木図書館長	竹内 育美
スポーツ課長	谷本 修
調整参事	森下 智也
教育政策課 副課長	松村 健一
教育政策課 課長補佐	白崎 文英
教育政策課 主幹	北川 極己
教育政策課 副主幹	寺島 圭晋

議 事

第2号議案 市議会定例会提出議案（令和8年度福井市一般会計補正予算）に同意することについて
（教育政策課、学校給食課）

第3号議案 市議会定例会提出議案（財産の取得）に同意することについて （学校教育課）

第4号議案 市議会定例会提出議案（工事請負契約の変更）に同意することについて（学校施設課）

第5号議案 市指定文化財の指定解除について （文化財保護課）

- 第6号議案 福井市文化財保護委員会委員の委嘱について (文化財保護課)
- 第7号議案 福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱に同意することについて (スポーツ課)
- 第2号報告 専決処分(福井市教育委員会行政組織規則等の一部改正)の承認を求めることについて (教育政策課)
- 第3号報告 専決処分(福井市立学校管理規則の一部改正)の承認を求めることについて (学校教育課)
- 第4号報告 専決処分(福井市結核対策委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて (学校教育課)
- 第5号報告・第13号報告
専決処分(福井市通学区域審議会委員の委嘱)の承認を求めることについて (学校教育課)
- 第6号報告・第14号報告
専決処分(福井市社会教育委員の委嘱)の承認を求めることについて (生涯学習課)
- 第7号報告 専決処分(福井市公民館運営審議会委員の委嘱)の承認を求めることについて (生涯学習課)
- 第8号報告 専決処分(福井市図書館協議会委員の委嘱)の承認を求めることについて (図書館)
- 第9号報告・第15号報告
専決処分(福井市学校給食運営委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて (学校給食課)
- 第10号報告 専決処分(福井市教育支援委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて (学校教育課)
- 第11号報告 専決処分(特別支援教育専門委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて (学校教育課)
- 第12号報告 専決処分(福井市いじめ調査専門委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて (学校教育課)

5 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 栗原 委員 石原 委員
- (4) 議事の要旨

教育長	まず、第2号議案、第3号議案、第4号議案については、市議会上程前につき、非公開を要する案件であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開とすることに、異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第3号議案は非公開とする。 非公開の案件については、後ほどの審議とする。 それでは、第5号議案 市指定文化財の指定解除について事務局の説明を求める。
事務局 (文化財保護課長)	第5号議案 市指定文化財の指定解除について、福井県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、令和8年5月12日付けで福井県指定文化財の指定をうけたことにより、福井市文化財保護条例第4条第1項及び福井市文化財保護条例施行規則第5条第1項第2号の規定に基づき、福井市指定文化財の指定を解除するものである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	特にないようであり、質疑を終結する。 第5号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第5号議案は原案のとおり承認する。 次に、第6号議案 福井市文化財保護委員会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局 (文化財保護課長)	第6号議案 福井市文化財保護委員会委員の委嘱について、福井市文化財保護条例第12条第1項の規定に基づき、福井市文化財保護委員会委員を次のとおり委嘱するものである。 委嘱期間は令和8年6月1日から令和10年5月31日までである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	特にないようであり、質疑を終結する。 第6号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育部長

異議なしと認める。よって、第6号議案は原案のとおり承認する。
次に、第7号議案 福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局
(スポーツ課長)

第7号議案 福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱に同意することについて、福井市スポーツ推進審議会に関する条例（昭和38年4月5日条例第23号）第3条第1項及び第4条の規定に基づき、委員の委嘱について市長から教育委員会へ意見を求めるものである。
委嘱期間は令和8年6月1日から令和10年5月31日までである。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

宮郷委員

スポーツ課は教育委員会から移管されたのではないか。

教育長

確かに商工労働部所管であるが、委員の委嘱については、委員会規則にあるとおり、教育委員会の承認が必要である。これは美術館などにもあてはまる。

教育部長

福井市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則で、商工労働部に事務委任をしている状態である。美術館などの設置及び管理の条例や委員の委嘱については、教育委員会に権限が残っており、事務的な作業を商工労働部に委任している。

事務局
(教育政策課課長補佐)

スポーツに関することは市長部局に移管している。今回のスポーツ推進審議会委員は、スポーツ推進審議会に関する条例に基づき委嘱するものである。

教育長

条例を見ると、教育委員会の意見を聞いて、市長が任命することになっている。

教育部長

商工労働部に移管したものや、事務を委任しているだけのものについては、整理してご説明したい。

教育長

分からないことがあれば、個別に質問していただきたい。

石原委員

高校生に関連するものは委員に入っていないのか。

教育長

高校生は一般市民の扱いになる。県のスポーツ推進協議会には、高校関連の委員が入っている。

石原委員	ドーピングなどの知見を持つスポーツドクターを委員に入れるべきではないか。
事務局 (スポーツ課長)	スポーツ推進審議委員には、福井市スポーツ推進計画の進捗状況の報告や取組状況を審議していただいている。その計画にはドーピングやスポーツ医科学などは盛り込まれていないため、今回、スポーツドクターの選任は見送っている。一方、県の第2期スポーツ推進計画には、スポーツ医科学に関する施策が盛り込まれているため、県と連携を図りながら体制を整えたいと考えている。
石原委員	県の仕組みは公表されているのか。
教育長	確認する。
教育長	他にご質問等はないか。
	— 質疑なし —
教育長	特になくようであり、質疑を終結する。 第7号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。
	— 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第7号議案は原案のとおり承認する。 次に、第2号報告 専決処分（福井市教育委員会行政組織規則等の一部改正）の承認を求めることについてから、第15号報告 専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについてまで、事務局から一括して説明を求める。
事務局 (教育政策課長)	第2号報告 専決処分（福井市教育委員会行政組織規則等の一部改正）の承認を求めることについて、4月1日付けの教育委員会事務局の組織再編により、課名の修正や追加、事務分掌の変更などを行うものである。福井市教育委員会行政組織規則のほか、福井市教育委員会公印規則、福井市結核対策委員会設置規則、福井市立学校施設使用規則、福井市学校給食運営委員会規則の一部改正を行う。
事務局 (学校教育課長)	第3号報告 専決処分（福井市立学校管理規則の一部改正）の承認を求めることについて、校務支援システム（C4th）の導入による事務処理の電子化、学校施設の使用に関する法令体系の変更、及び施設・備品管理に関する規定の一部が現行運用と整合していない状況を踏まえ、規定を最新の運用に即して整理する必要がある。また、教育委員会が任命する職員の区分及び職務内容が明確でないことから、これらの規定を整備し、規定全体の適正化及び事務処

理の効率化を図るものである。

事務局
(学校教育課長)

第4号報告 専決処分(福井市結核対策委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、任期が令和9年3月31日までのところ、4月1日の人事異動に伴い、教職員2名を福井市結核対策委員会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。

事務局
(学校教育課長)

第5号報告及び第13号報告 専決処分(福井市通学区域審議会委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、任期が令和8年7月31日までのところ、4月1日の人事異動に伴い市職員2名を、5月19日に福井市議会議員3名を福井市通学区域審議会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。

事務局
(生涯学習課長)

第6号報告及び第14号報告 専決処分(福井市社会教育委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、任期が令和9年6月30日までのところ、4月1日の人事異動に伴い教職員1名を、5月19日に福井市議会議員3名を福井市社会教育委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。

事務局
(生涯学習課長)

第7号報告 専決処分(福井市公民館運営審議会委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、令和8年4月1日に福井市公民館運営審議会委員を委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。任期は令和9年6月30日までである。

事務局
(図書館長)

第8号報告 専決処分(福井市図書館協議会委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、任期が令和8年6月30日までのところ、4月1日の人事異動に伴い、教職員2名を福井市図書館協議会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。

事務局
(学校給食課長)

第9号報告及び第15号報告 専決処分(福井市学校給食運営委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、任期が令和9年6月30日までのところ、4月1日の人事異動に伴い、教職員4名及び市職員1名を、5月19日に福井市議会議員3名を福井市学校給食運営委員会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。

事務局

第10号報告 専決処分(福井市教育支援委員会委員の委嘱)の承認を求め

(学校教育課長)	ることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、令和8年4月17日に福井市教育支援委員会委員を委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。任期は令和10年3月31日までである。
事務局 (学校教育課長)	第11号報告 専決処分（特別支援教育専門委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、令和8年4月17日に特別支援教育専門委員会委員を委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。任期は令和9年3月31日までである。
事務局 (学校教育課長)	第12号報告 専決処分（福井市いじめ調査専門委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定により、令和8年5月1日に福井市いじめ調査専門委員会委員を委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。任期は福井市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条の規定による答申の日までである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。
清川委員	福井市立学校管理規則の改定について、説明資料にある「運用実態に合わせた整理」という書き方は、今までの規定があって、それが実態と合致していないから変える、と解釈される可能性がある。「新しい仕組みを導入したため改正した」、などという書き方にすべきではないか。
教育長	間違ったことをやっていたわけではない。事務手続きが変わったことによって、文言の変更が必要になった。これまで紙ベースで事務手続きを行っていたが、電算化されたため規則を変更することになった。
教育長	他にご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	他にないようであり、質疑を終結する。 第2号報告から第15号報告まで、全て承認することに異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第2号報告から第15号報告まで、全て承認する。 それでは、非公開とした案件の審議に入る。 傍聴人は、退室をお願いします。

— 傍聴人 退室 —

教育長

それでは、第2号議案 市議会定例会提出議案（令和8年度福井市一般会計補正予算）に同意することについて、事務局の説明を求める。

事務局

（教育政策課長）

第2号議案 市議会定例会提出議案（令和8年度福井市一般会計補正予算）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。

まず、事業名「地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業」99,766千円、地域クラブ活動等に対して支援し、中学生が地域で生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、地域スポーツ・文化クラブの休日・平日活動への支援や、経済的困窮世帯への支援、中学校の特別教室等の整備を行うものである。

次に、事業名「地場産プラスワン給食事業」10,818千円、給食に地場産食材を活用したおかずやデザートを追加するとともに、地場産食材を教材とした食育を推進するため、学校給食に月1回程度、地場産食材を活用した副食1品を追加するもので、9月から2月に計6回実施予定である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

教育長

例えば、休日スポーツクラブの支援とは、具体的にどのようなメニューになっているのか。

事務局

（教育政策課長）

人件費、旅費、印刷製本費などが対象で、施設整備費は対象外である。なお、市町村で認定されたクラブが支援の対象である。国、県、市で支援する。例えば参加生徒数が27人以上で指導者が3人以上、月4回以上活動するクラブが最も高く、スポーツクラブの場合、年間67万3千円、文化クラブの場合、年間69万1千円。一番少ないパターンで、参加生徒数が5～12人、指導者が1人、月1回の活動の場合、スポーツクラブで年間22万4千円、文化クラブで年間24万5千円。5人以上の参加が必須である。

平日は実証実験ということで、本市で上限を設定する予定である。

経済的困窮者の支援では、要保護の生徒を対象に、月謝を月3,000円上限で支援し、保険料も支援対象とする予定である。

中学校の特別教室の整備については、セキュリティがかかっている音楽室などの個別解除や、職員室で一括管理している空調設備を個別に管理できるよう整備する。

教育長

基本的に国のスキームに沿った支援策になっている。

事務局 (教育政策課長)	支援を受けられるクラブは、令和7年度末で74あった。
教育長	福井市に登録しているクラブは300弱あるが、そのうち74クラブが支援を受けられる。
清川委員	中学生を対象としたスポーツジムやスポーツ塾も支援対象になるのか。
事務局 (教育政策課長)	営利を主たる目的として設置されたクラブは支援対象外である。
清川委員	地域外のこどもも受け入れてもらえるのか。
教育長	受入れ可能だが、移動の問題が出てくる。
栗原委員	先ほどの話で、クラブへの支援額は月額2,000円から5,000円程度かと思うが、何を根拠にしているのか。
教育長	国のホームページに掲載されている「メニュー①休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助単価）」を根拠にしているが、十分とは言えないかもしれない。基本的には受益者負担になる。
事務局 (教育政策課長)	十分か否かは判断できないが、補助があることで月謝を下げる事が出来るので、継続する上での支援になると思う。国で調査し、算出したものと推察する。
教育長	参加生徒数が27人以上で指導者が3人以上、月4回程度活動するクラブというのは、ハードルが高い。
栗原委員	部活動がクラブ化し、教職員が指導者になっているが、例えば今年移行し、地域クラブが軌道に乗った場合、その教職員が異動する際の配慮はあるのか。
教育長	配慮する場合もある。
栗原委員	地域展開を進める際に一番ネックになるのが教職員の異動であると考えている。地域クラブを運営する上で、保護者が関わらないと続けられないと思うが、クラブ活動を顧問の先生がやりたい場合、保護者はなかなかついてこない。
石原委員	地域展開は、睡眠のことを全く考えていない。小学生は9～11時間、中学生は8～10時間睡眠をとるべき。地域クラブの終了時間は9時ごろになると思うが、その時間には寝なければならないが、どう考えても無理である。宿題

を早く済ませるなど、個人のスケジュール管理をしっかりする必要がある。睡眠は非常に重要だが、その視点が一切ない。

教育長

平日の地域クラブのスキームは決定していないが、活動は毎日ではなく、週3回、各日2時間程度の活動時間となる可能性がある。現状は学校が終わるのが4時10分ごろで、その後に部活動がある。これが地域クラブに移行すると、クラブに行く前にご飯を食べ、宿題をする、というような生活のリズムをつくることになる。ただ、クラブ活動は毎日ではないので、クラブに行かない平日2～3日は十分睡眠をとれる。

栗原委員

睡眠時間の懸念があるならば、クラブの認定時、活動終了時間の上限を設ければいいのではないか。

事務局
(教育政策課長)

認定クラブの場合、活動時間は平日1日2時間、休日1日3時間、週11時間以内と定めている。活動終了時間の規定はない。

教育長

平日については国のガイドラインがまだ策定されていない。休日の場合、地域クラブで体育施設を使用できるのは18時30分までである。

石原委員

地域クラブから帰ってきたらすぐ寝る、というような教育をしてほしい。

教育長

基本的に生活リズムの問題になるかと思う。

石原委員

知り合いのこどもがサッカークラブに入っているが、テスト前でも休みにならないようだ。テスト前でも、練習を休んではならないと言われているらしい。

宮郷委員

月謝を払っているから休みにならないのではないか。

清川委員

個人で優先順位をつけて、判断できる能力を養わなければならない。

教育長

周りからの指示を待つのではなく、自分で考え、マネジメントできる能力を養うことが重要である。新たな学習指導要領が目指しているのもまさにその点である。

教育長

他にご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

特にないようであり、質疑を終結する。

第2号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第2号議案は原案のとおり承認する。

教育長

次に、第3号議案 市議会定例会提出議案（財産の取得）に同意することについて、事務局の説明を求める。

事務局

（学校教育課長）

第3号議案 市議会定例会提出議案（財産の取得）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。

本市では、国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台タブレット端末等を整備し、授業や家庭学習等においてICTを活用した学びを進めてきた。

整備から4～5年が経過し、多くの端末が耐用年数を迎えるため、令和8年度から令和10年度にかけてタブレット端末等の更新を行う。

タブレット端末等購入に係る費用について予定価格が2,000万円以上になることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、取得に際し議決を求めるものである。

契約金額は370,810,000円、契約の相手方は三谷商事株式会社、取得台数は6,742台である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

清川委員

セキュリティの対策はしているのか。

教育長

あくまでも校内イントラネットでの使用になる。クラウドサービスも使っているのか。

事務局

（教育政策課北川主幹）

インターネットに出る際に、クラウドサービスのセキュリティを一旦経由することになっている。

教育部長

これまでにウイルスに感染した事例はあるのか。

教育長

今のところ聞いていない。

清川委員

インターネットに接続する限り、絶対安全ということはない。三谷商事であれば、そのあたりはしっかり認識して調整していると思う。

石原委員

購入するiPadは、第何世代か。

事務局 (学校教育課長)	第11世代である。
石原委員	そこまで明記した方がいい。Androidの方が安いと思うが、セキュリティの面からiPadにしたのか。
教育長	その通りである。
教育長	他にご質問等はないか。
	— 質疑なし —
教育長	特になくようであり、質疑を終結する。 第3号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。
	— 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第3号議案は原案のとおり承認する。 次に、第4号議案 市議会定例会提出議案（工事請負契約の変更）に同意することについて、事務局の説明を求める。
事務局 (学校施設課長)	第4号議案 市議会定例会提出議案（工事請負契約の変更）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。 清水中学校の外壁改修工事にかかる打診調査を行った結果、外壁補修箇所を変更したため、契約額を変更するものである。 契約金額を187,586,300円から197,534,700円に変更する。差引額は9,948,400円である。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。
教育長	当初設計では劣化部位が校舎で1,862枚、体育館で1,072枚だったものが、調査後はそれぞれ8,691枚、6,758枚まで増加しているが、その理由は。
事務局 (学校施設課長)	設計前は、営繕課の職員が足場を組まずに調査している。施工に入った後、施工業者が足場を組んで打診調査をした結果、想定より多くの劣化部分があることが確認された。
石原委員	清水中学校の築年数は。

事務局 (学校施設課長)	昭和５５年建設なので、４６～７年経過している。外壁改修工事を施工するのは今回が初めてである。おおよそ１０年に一度、打診調査をするが、市内に７０校あるため、計画的に施工しているところである。
栗原委員	清水中学校のように、タイル張りの学校はほかにあるのか。
宮郷委員	本郷小学校はタイル張りだったと思う。
栗原委員	能登半島地震を契機に改修したところが多いと聞いた。
教育長	他にご質問等はないか。
	— 質疑なし —
教育長	特にないようであり、質疑を終結する。 第４号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。
	— 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第４号議案は原案のとおり承認する。
教育長	その他、事務局から何かあればお願いする。
事務局 (学校教育課長)	— 学校訪問について、資料を基に説明—
教育長	その他、委員から何かあればお願いする。
	— 特になし —
教育長	最後に、次回の日程について、事務局からお願いする。
事務局 (教育政策課課長補佐)	今回は、６月２９日（月）１５時から、場所は福井市役所別館５階大講堂にて開催するので、ご出席いただきたい。
教育長	以上をもって会議を終了する。

令和８年６月２６日

署名委員 栗原 知子

署名委員 石原 靖紀

議事録作成職員 寺島 圭晋